

第 9 回

渋川地区市町村任意合併協議会会議録

日 時 平成16年6月30日(水)
午後1時00分～2時49分
場 所 渋川プリオパレス

渋川地区市町村任意合併協議会

1 出席及び欠席委員等

出席委員等（委員46名・参与5名）

役職名	委員区分	氏名	備考
会長		木暮 治一	渋川市長
副会長	1号委員 (市町村長)	関口 俊二	伊香保町長
		小野 利治	小野上村長
		阿久津 貞司	子持村長
		永井 良一	赤城村長
		木村 榮一	北橘村長
委員	2号委員 (助役)	桑島 保男	渋川市助役
		村尾 隆史	伊香保町助役
		野村 哲男	小野上村助役
		信澤 明	子持村助役
		都丸 芳雄	赤城村助役
		塩谷 勝巳	北橘村助役
	3号委員 (議会議員)	宮下 宏	渋川市議会議長
		小林 雅夫	渋川市議会選出議員
		新井 晟久	渋川市議会選出議員
		松本 好司	伊香保町議会議長
		高橋 寿男	伊香保町議会選出議員
		塩野 光弘	伊香保町議会選出議員
		平方 由衛	小野上村議会議長
		中沢 義美	小野上村議会選出議員
		角田 皇	小野上村議会選出議員
		山下 重夫	子持村議会議長
		埴田 彦一郎	子持村議会選出議員
		後藤 邦夫	子持村議会選出議員
		角田 一民	赤城村議会議長
		岩崎 幸代	赤城村議会選出議員
狩野 富雄	赤城村議会選出議員		
狩野 義雄	北橘村議会議長		
南雲 鋭一	北橘村議会選出議員		
楯 信一	北橘村議会選出議員		

役職名	委員区分	氏名	備考
委員	4号委員 (学識経験者)	町田 久	渋川商工会議所会頭
		飯野 照男	渋川市農業委員会会長
		山口 源一郎	伊香保町区長会会長
		木暮 敬治	小野上村商工会会長
		村上 嶋男	小野上村農業委員会会長
		小野 こと	小野上村レディースクラブ会長
		飯塚 重雄	子持村自治会長連絡協議会会長
		石関 吉幸	子持村商工会会長
		木暮 政光	赤城村商工会会長
		兵藤 吉弘	赤城村農業委員会会長
		池田 洋一	赤城村区長会会長
		井野 信一郎	北橘村区長会会長
		中村 亮典	北橘村商工会会長
		小泉 隆雄	北橘村農業委員会会長
	委員	5号委員 (市町村共通学 識経験者)	戸所 隆
小野 宇三郎			群馬県埋蔵文化財調査事業団理事長
桜井 芳樹			渋川地区医師会会長
参与		角田 登	群馬県議会議員
		真下 誠治	群馬県議会議員
		登坂 建一	渋川行政事務所長
		亀井 勝男	北群渋川農業協同組合代表理事組合長
		三田 善一郎	赤城橘農業協同組合代表理事組合長
監査 委員		阿久澤 明	子持村監査委員
		田子 玲子	赤城村監査委員

欠席委員等（委員4名・参与1名）

委員	4号委員	今成 久男	渋川市自治会連合会会長
		千明三右衛門	（社）伊香保温泉観光協会会長
		長竹 佳子	伊香保町婦人会会長
		小澤 一二	子持村農業委員会会長
参与		大林 喬任	群馬県議会議員

市町村合併担当課長等

市町村名	氏 名	備 考
渋川市	都 丸 博 樹	企画課長
伊香保町	高 橋 義 明	企画観光課長
小野上村	平 方 敏 治	企画観光課長
子持村	後 藤 光 好	企画課長
赤城村	樺 澤 常 雄	企画課長
北橋村	町 田 進	企画財政課長

事務局職員

市町村名	氏 名	備 考
渋川市	吉 原 康 之	事務局長
渋川市	五十嵐 研 介	事務局次長
渋川市	福 島 泰 利	総務 G L (グループリーダー)
渋川市	笹 原 浩	計画 G (グループ)
渋川市	灰 田 幸 治	調整 G
渋川市	木 村 毅	総務 G
伊香保町	藤 岡 孝 広	計画 G L
小野上村	飯 塚 玄 浩	調整 G
子持村	寺 島 剛	総務 G
赤城村	須 田 茂 之	計画 G
北橋村	萩 原 一 夫	調整 G L

傍聴人

区 分	人 数	備 考
報道関係者	4 社 4 名	
一 般	1 5 名	
合 計	1 9 名	

2 会議に付した案件

報告事項

- 報告第 2 1 号 渋川地区市町村任意合併協議会委員等の変更について
- 報告第 2 2 号 平成 1 5 年度渋川地区市町村任意合併協議会事業報告
- 報告第 2 3 号 平成 1 5 年度渋川地区市町村任意合併協議会歳入歳出決算
- 報告第 2 4 号 議会の議員の定数等に関する小委員会報告
- 報告第 2 5 号 農業委員会の委員の定数等に関する小委員会報告
- 報告第 2 6 号 新市建設計画（案）報告

協議事項

- 議案第 5 2 号 平成 1 6 年度渋川地区市町村任意合併協議会歳入歳出補正予算

開 会（午後 1 時）

事務局次長（五十嵐研介君） ただいまから第 9 回渋川地区市町村任意合併協議会を開催させていただきます。

まず初めに、会長であります木暮渋川市長よりごあいさつを申し上げます。

会長（木暮治一君） どうも皆さん、こんにちは。本日は委員の皆様には大変お忙しい中にもかかわらず、協議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、本協議会につきましては、本日で第 9 回目を迎えたわけではありますが、報告事項、協議事項合わせまして 7 件についてご協議をお願いすることになっております。任意合併協議会の開催予定につきましては、今回を最終の協議会としてきたわけでありましたが、前回の協議会でも申し上げましたとおり、新市の名称に関することや地域審議会の扱いなど、未協議の項目や協議は終了したものの新市における支所の業務の範囲がどのようになるのかといった具体的な内容につきましては、整理をし、皆様にご報告し、協議をいただく項目も残っているところでありまして、このようなことから、今回の協議会以降につきましても、状況に応じまして、さらに協議会の開催をお願いしたいと考えております。

国では、先ほどの通常国会におきまして、合併特例法が改正され、合併の期日につきましては、1 年間延長されたわけではありますが、合併を協議する期間につきましては、ほとんど従来と変わっておりません。このようなことから、法定協議会への移行の時期につきましては、関係町村のそれぞれの事情はあるものの、なるべく早い時期に法定協議会を設置することが望ましいものと考えております。開会に当たりまして、皆様にご協力をお願いし、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございます。

それでは、ただいまから次第に基づきまして協議事項に入らせていただきますが、会議録作成上、ご質問等がある場合には、マイクをお持ちいたしますので、市町村名とお名前を述べていただいてからご発言をお願いいたします。

会議の議長につきましては、本協議会規約第 10 条第 2 項の規定によりまして、会長が議長になることとされておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

なお、本日は 46 人の委員さんにご出席をいただいております。委員定数 50 人の半数以上の出席となりますので、協議会規約の定めによりまして、会議が成立しておりますことを申し添えいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

まず最初に、会議録署名人の指名がありますが、協議会会議運営規程に基づきまして、議長が指名することになっております。各市町村の特別職にお願いすることとしておりますので、今回は小野上村の野村助役にお願いいたしましたので、今回は伊香保町の村尾助役さんをお願いいたしたいと思っております。ご承認をお願いいたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議なしと認めます。

ご承認ありがとうございました。

会議録署名人につきましては、伊香保町の村尾助役さんをお願いをいたします。それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

次第3の報告事項、報告第21号 渋川地区市町村任意合併協議会委員等の変更についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長。

報告第21号 渋川地区市町村任意合併協議会委員等の変更について

事務局長（吉原康之君） それでは、1ページをごらんいただきたいと思います。

報告第21号につきましてご説明申し上げます。渋川地区市町村任意合併協議会委員等の変更についてご説明するものでありまして、このことについて次のとおり報告するものであります。

下記にあります表をごらんいただきたいと思います。4号委員でありました高橋さんが中村さんに、それから参与でありました伊藤さんが亀井さんに変更するものでありまして、理由であります。高橋さんにつきましては、北橋村の商工会の会長さんに変更がありました関係上、変更するものであります。それから、参与の伊藤さんにつきましては、JA北群の専務理事組合長に変更がありましたもので、委員の変更をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、ここで新しい委員さんに自己紹介をお願いしたいと思います。

北橋村の商工会長であります中村委員さんからお願いをいたします。

委員（中村亮典君） 皆さん、お世話になります。新しく仲間に入れていただきました北橋村の商工会長の中村と申します。5月の28日から兼ねましたので、よろしく申し上げます。

議長（木暮治一君） ありがとうございます。

続きまして、参与でありますＪＡ北群渋川の亀井さんをお願いいたします。

参与（亀井勝男君） ＪＡ北群渋川の組合長の亀井でございます。ことしの役員改選で常勤役員が改選されまして、前副組合長の伊藤副組合長から私に変更になりました。先輩皆様方のご指導のほどをよろしくお願いを申し上げます。

議長（木暮治一君） ありがとうございます。

新しい委員さん、参与の皆さんにはよろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは次に、報告第22号 平成15年度渋川地区市町村任意合併協議会事業報告並びに関連がありますので、報告第23号 平成15年度渋川地区市町村任意合併協議会歳入歳出決算を一括議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長。

報告第22号 平成15年度渋川地区市町村任意合併協議会事業報告 報告第23号 平成15年度渋川地区市町村任意合併協議会歳入歳出決算
--

事務局長（吉原康之君） それでは、3ページをごらんいただきたいと思います。

報告第22号につきましてご説明を申し上げます。平成15年度渋川地区市町村任意合併協議会事業報告について別紙のとおり報告するものであります。

5ページをお願いいたします。まず、1の協議会関係であります。平成15年8月28日、これ記載がありませんが、渋川地区市町村任意合併協議会を設置をいたしました。冒頭にあります10月5日であります。第1回の任意協議会を開催をいたしました。この協議会では、会議運営規程ほか、記載の項目につきまして協議をしていただきまして、その中ではその後協議を行う協議項目25項目を決定していただきました。

第2回以降であります。本年度におきましては、次ページになりますが、6回の協議会を開催いたしましたところあります。

6ページをお願いいたします。次の2の小委員会の開催であります。議会の議員の定数等及び農業委員会の委員の定数等につきまして、議論をしていただくために、それぞれ表に記載の小委員会を設置をいたしまして、表にありますように議員の関係では2回の会議を、また農業委員の関係では1回の会議を開催いたしました。後ほどそれぞれ小委員会の会長からこれまでの経過等について中間報告をしていただくことになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の3の新市建設計画案の策定につきましては、表の3行目になりますが、平成15年11月18日に業務委託契約を締結いたしまして、以下記載の作業を進めたと

ころであります。計画につきましては、後ほどこれまでに整理したものについて報告することにしております。

次に、7ページをごらんいただきたいと思いますが、4は任意協議会の下部組織であります幹事会等の活動の状況を整理いたしましたものでありまして、幹事会以下それぞれ記載の会議回数となっております。分科会の回数は27分科会で112回開催をいたしております。

5は、協議だよりの発行の状況であります。創刊号を含めまして6号を発行し、協議会の協議結果など、合併に係ります取り組み等について住民に対する周知に努めるところであります。

6も合併の取り組みにつきまして、住民等に対する周知に関連したものであります。ホームページに最新の会議資料、会議結果等を掲載いたしました。

7は、その他調査事業ということで、下段にありますように条例等の例規調製業務等を進めたところであります。事業報告については以上であります。

それでは、9ページをお願いいたします。報告第23号につきましてご説明申し上げます。平成15年度渋川地区市町村任意合併協議会歳入歳出決算について、別紙決算書のとおり監査報告をしまして、報告をし、承認を求めるものであります。

歳入総額1,619万9,037円、歳出総額1,404万3,604円で、歳入歳出差し引き残高は215万5,433円でありました。

11ページをお願いいたします。まず、歳入であります。表は上段にありますように、左から款、項、目、予算現額、収入済額、備考欄という順序で項目を設けておりますが、予算現額の中央にあります計の欄とやや右の方になりますが、収入済額を対比させながら必要に応じまして、当初予算額、補正予算額の状況をあわせて説明をすることにいたしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、1の負担金であります。計の欄であります。1,329万9,000円です。これは、当初予算額1,619万9,000円に対しまして、補正予算額の欄にありますように290万円を減額した結果でありまして、後ほど説明いたします県補助金を年度の途中に受けることができたことに伴うものであります。収入済額の欄、予算現額と同額の1,329万9,000円でありました。関係市町村の負担額は、それぞれ備考欄に記載のとおりであります。

次の2の諸収入は、預金利子であります。予算現額1,000円に対しまして、収入済額の欄であります。37円の収入でありました。

3の県補助金であります。予算現額290万円に対しまして、同額の収入でありました。これは、備考欄にありますように、協議会に対する支援補助金、平成15年3月8日に決定をいただいたところであります。その支援補助金でありまして、協議会の運営費や広報費等に対するものであります。

以上の結果、最下欄であります。予算現額1,620万円に対しまして、収入済

額1,619万9,037円でありました。

それでは、12ページをごらんいただきたいと思います。歳出について説明を申し上げます。左側にあります款、項、目、節、先ほどの歳入場合と同様にご説明を申し上げたいと思います。

まず、1目の会議費であります。予算現額の計の欄179万8,000円に対しまして、支出済額は164万7,873円でありました。この内訳につきましては、1節の報酬以下記載のとおりであります。詳細については説明を省略いたします。

次に、2目の事務局費であります。予算現額の計の欄350万8,000円に対しまして、支出済額は236万4,346円で、不用額は114万3,654円となりました。これは、以下にあります7の賃金、12の役務費、それから次ページになりますが、19の負担金に比較的多額の不用額が出たことによるものであります。各節の詳細につきましては、説明を省略いたします。

次の13ページになりますが、左側にあります2款の事業費であります。当初予算額1,083万7,000円に対しまして、後ほど説明をいたします印刷製本費に充てるため5万5,000円を予備費から流用いたしまして、予算現額計の欄であります。1,089万2,000円ということにいたしました。支出済額であります。1,003万1,385円で、この内訳となります。1項1目の広報費であります。予算現額の計の欄289万2,000円に対しまして、支出済額は236万6,385円で、不用額は86万615円となりました。この広報費では、11節需用費の欄の支出済額236万6,385円とありますように、需用費における協議会だよりに係る支出が主なものであります。

次に、2項1目の調査研究費であります。予算現額の計の欄800万円に対しまして、支出済額は766万5,000円で、これは13節の委託料に係るもので、内訳は備考欄にありますように、新市建設計画策定業務以下それぞれ記載の委託を行ったところであります。

3款の予備費であります。当初予算額50万円を備考欄記載のとおりそれぞれ流用させていただきまして、以上の結果、最下欄になりますが、歳出合計は予算額1,620万円に対しまして、支出済額1,404万3,604円で、不用額215万6,396円となりました。欄外は冒頭で申し上げましたとおりであります。歳入歳出差引残高215万5,433円は、次年度へ繰り越すことといたしました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君）事務局の説明が終わりましたが、監査委員によります監査も行われておりますので、監査委員の田子さんから監査報告をお願いいたします。

監査委員（田子玲子君）平成15年度渋川地区市町村任意合併協議会歳入歳出決算監査報告、平成15年度渋川地区市町村任意合併協議会歳入歳出決算について、監査行ったところ、決算計数は関係帳簿と符合し、かつ正確であり、予算の執行も

適正であると認めます。平成16年6月9日、監査委員、田子玲子、阿久澤明。

以上でございます。

議長（木暮治一君） ありがとうございます。

監査委員から監査報告がなされました。

報告第22号並びに報告第23号につきまして、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

はい。

委員（新井晟久君） 渋川市の新井です。報告第22号についてお聞きをいたします。

先ほど説明がございました任意合併協議会の開催、1回から6回までということで協議事項について協議を進めたわけですが、この協議事項についてはこれですべて完了ということでしょうか。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） ただいまのご質問は、協議項目がすべて終了したかという、こういうご質問であります。先ほど会長のあいさつにもございましたように、協議項目についてはまだ未協議の項目が大きな項目で分けまして、これ後ほど説明をいたす予定であります。6項目ほど残っております。それから、既に協議された項目についても、一定の方針はご協議いただきまして、決定していただいたところではありますが、基本的なその部分については、項目によっては合併時まで調整を続ける。あるいは合併後も引き続き調整をするといった方針で決定をいただいているものについても、いずれにいたしましても、今後合併に際して行政が円滑に進むようにそれぞれ引き続き協議あるいは検討の結果を報告するというような、そういった必要性がありますので、そのために協議項目については協議会に報告をするというようなことで、協議会をいずれにしても、開催をしていただくような状況があるということで、ご理解いただければと思います。

議長（木暮治一君） はい。

委員（新井晟久君） 私が聞いているのは、第1回から第6回までのこの協議項目のことについてでございます。後ほど今後のスケジュールの中で説明がありますが、けれども、それはそれとして、私はこの1回から6回までの間でどうしたのかということで、というのは私も前に質問したことがあるんですが、第4回の使用料、手数料等の取扱い、それと第6回の住民窓口業務の取扱い、この点について過日の第6回のときでしたか、質問したことがありました。手数料については、各市町村同じものはそのままいくと、差異のあるものについては、合併時に統一するというので、第6回目のときにその手数料の差異のあるのは三つあったんです。第6回目のときに窓口業務の取扱いで、差異のあるものについて二つ統一が図られたわけです。一つは、そのとき私は何でそれもう一つ上げなかったんかと言ったんです。そのときの答弁が何だっけな、ちょっと忘れちゃったけども、この

第6回までの協議はすべて終了したのかということは、そういう意味で言っているんで、今後のスケジュールについては、その点が入っていないんです。これはこれから説明すると思うんですけど、その点についてお聞きをいたしております。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） これは、前の今お話のありましたご質問のときにも申し上げましたとおり、基本的には協議項目ということで、毎回会議の最後に次回の協議項目はということでご報告を申し上げております。それについては、いずれにしても、流動的な要素がありますし、その予定どおり進まないということもあります。今お話のように6回までの協議項目につきましても、先ほど申し上げました協議項目の中には、方針を一般的な方針としてご決定いただいたものもありますから、そういう意味では引き続きその協議をしていくための検討を続けていると、こういうことになっております。

それから、手数料等で二つ上げて、一つはどうかという、こういうお話も前にあったわけでありまして、これは公共的団体等のそれから補助金等もそうでありまして、区分けが重複するものもありまして、そういう意味では、場合によっては手数料に関するものでありまして、違ったところの協議項目で検討すると、こういうことでもありますので、その辺はこれ手数料に限らずほかのものも含めてそうでありまして、そういう整理が必ずしも完全に区分けして整理ができないというようなことでもありますので、その辺は順序が前後するようなことも出てきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（木暮治一君） はい。

委員（新井晟久君） 前回の答弁は手落ちだったということを言っていたんです。今後のスケジュールについてはその点が入っていないんで、今後これから来月もう一回やりますけども、また今後のスケジュールがずっといろいろこれから協議項目する、調整方針をする内容がこれから説明があるんですけども、その点については私はせっかくの第6回のときに窓口業務の問題についてそういう項目があったのにもかかわらず、三つの中で二つしか上げていないので、一つはどうしたんだと。申しわけありません。手違いだったというか、落としたりとかと、そんなような答弁があったんです。だったら今後のスケジュールの中にもその点はちゃんと入れるべきじゃないかと、こう思うんですけど。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 概括的には、先ほど答弁申し上げたとおりでありまして、先ほどご質問の中にありましたように、手数料につきましても、たしかこちらの手落ちだということでご質問にお答えしていると思っております。ただ、それについても今分科会の方で検討いたしておりますので、先ほど申し上げました一定の協議方針が出て、そういうものの中で具体的にさらに検討を進めてご報告をするなり、

あるいはご協議いただく項目も当然出てきますから、その辺はそういうことでぜひご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ほかに質問等もございませんようですので、お諮りをいたします。

報告第22号並びに報告第23号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、報告第22号並びに報告第23号は、原案のとおり承認されました。

続きまして、報告第24号 議会の議員の定数等に関する小委員会報告を議題といたします。

小委員会報告につきましては、小委員会の宮下委員長からお願いをいたします。

報告第24号 議会の議員の定数等に関する小委員会報告

議会の議員の定数等に関する小委員会委員長（宮下 宏君） ただいまご紹介をいただきました議会の議員の定数等に関する小委員会の委員長の宮下です。よろしくお願いをしたいと思います。

小委員会での協議経過並びに協議結果についてご報告を申し上げます。

協議会資料19ページをお願いいたします。渋川地区市町村任意合併協議会小委員会規程第11条の規定に基づき、議会の議員の定数等に関する小委員会について、次のとおり報告するものであります。

まず最初に、1の協議経過であります。第1回小委員会につきましては、平成16年2月24日に開催し、委員長、副委員長の互選を行い、その結果につきましては、第6回協議会で報告されたとおりであります。

続いて、第2回小委員会を3月23日に開催し、議会の議員の定数等の取り扱いについて、事務局より説明を受け、合併特例法の特例、議員の定数、任期、選挙区の設置などについて意見交換を行いました。

続いて、第3回小委員会を4月13日に開催し、前回の意見を踏まえ、協議の方法、定数及び任期の取り扱いについて意見交換を行いました。

続いて、第4回小委員会を5月10日に開催し、定数特例、在任特例を適用した場合の具体的例示をもとに意見交換を行い、3号委員との合同会議を開催することを決定いたしました。

この決定に基づき5月31日に小委員会と3号委員との合同会議を開催し、特例

の適用について意見交換を行い、次回小委員会までに定数特例を適用するのか、在任特例を適用するのか、各市町村議会で意見集約を行うことを確認いたしました。

この確認を受けまして、6月26日に第5回の小委員会を開催いたしました。第5回小委員会では、各市町村議会の意見集約結果の報告を受け、小委員会としての方向性について協議を行い、その結果については小委員会での確認事項として取りまとめを行いました。としまして、定数特例を適用するか、在任特例を適用するか、引き続き協議を行うこと。として、仮に定数特例を適用する場合の議員の定数は44人から50人程度とすること。として、仮に在任特例を適用する場合の在任期間は、1年以内とすること。として、特例期間終了後の新市の議員定数は30人とし、選挙区は設置しないこと。として、協議会の中間報告を行い、協議会委員の意見を受け、再度小委員会で行うこと。以上が第5回小委員会での確認事項であります。

次に、資料の20ページをお願いしたいと思います。(2)は、各市町村議会の意向を整理したもので、六つの議会でそれぞれが意見集約に向けてご協議をいただいたわけですが、定数特例、または在任特例のどちらか一つの方向に集約ができない議会もあったので、ここでは各議会の大勢として整理をしています。の定数特例を適用するとするものが二つの議会の意向で、その内容を見ますと、議員定数は44人とすること。設置選挙の際には、選挙区を設けること。選挙区の定数については、基礎定数を3人とするものと4人とするものがあります。の在任特例を適用するものが四つの議会の意向で、その内容を見ると、在任期間は1年以内とし、特例期間中の報酬については、現行のとおりとする意見と渋川市と同額もしくは他の基準で統一する意見とがあります。

以上が小委員会での協議結果ですが、この後に事務局から各議会の現況や特例制度等について説明があります。委員の皆さんからの忌憚のないご意見をいただき、今後の小委員会の議論の中に生かしていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上をもって議会の議員の定数等に関する小委員会報告といたします。

議長(木暮治一君) ありがとうございます。

引き続きまして、参考資料について事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

事務局長(吉原康之君) それでは、21ページをごらんいただきたいと思います。

これからご説明申し上げますものにつきましては、ただいま小委員会の委員長からご報告をいただきました議論の前提となりました資料であります。報告第24号の3号資料ということでご説明申し上げますものであります。これは、合併特例法に定められている議会の議員に係る特例措置などにつきまして、以下整理したも

のであります。最初に、議会の議員の特例等について説明をいたします。

まず、1の市町村の現況であります。表は関係市町村の議員定数等について整理をいたしましたものでありまして、一番左側の欄をごらんいただきたいと思います。の議員定数であります。法定とありますのは、地方自治法に人口規模によりまして定められている議員数で、条例とありますのは、ただいまの法定数を踏まえまして、条例でそれぞれ定められております議員数であります。現員とありますのは、現在在任をしている議員数で、それぞれ一番右側の合計欄になりますが、合計欄のとおりであります。

次に、現在の議員の任期であります。のとおりであります。伊香保町及び子持村の議員の任期は、平成16年10月7日で最も早く任期が満了となります。また、赤城村の議員の任期が平成17年8月31日となっております。今後合併期日を検討する場合の重要な検討項目の一つになると考えております。

次に、2の議会議員の定数と任期における一般原則と特例についてというのがありますが、それについてご説明申し上げます。まず、(1)の原則であります。点線内の四角を見ていただきたいと思います。左側の下に設置選挙という記載があります。これは、議員につきまして合併の前日ですべて失職をいたしますから、合併後50日以内に選挙を行うことになりまして、これが記載の設置選挙であります。この場合には、選挙区を設けることができまして、各選挙区の定数につきましては、人口比によらないとすることができます。例えばということで、その四角の外に表が整理してありますが、一番下段であります。下段の表のように基礎定数を1、2、3とした各場合について整理したものであります。基礎定数1とした場合について、表を見ていきますと、渋川市が14、伊香保町が2、小野上村が2、子持村が2、赤城村が4、北橋村が4となります。

次に、四角の点線の今度は上になりますが、報酬の比較という表があります。これは、渋川市の現在の議員報酬を基準にいたしまして、6市町村の現在の議員報酬を比較いたしましたものでありまして、原則との差額の欄というのがありますが、その欄を見ていただきますと、原則の30人といたしますと、2億328万4,000円の減となります。

次の22ページをごらんいただきたいと思います。次に、定数特例についてご説明を申し上げます。ここでも下の方に記載をしてあります点線の四角の中をごらんいただきたいと思います。定数特例を採用いたしますと、合併後50日以内にさらに四角の中に記載をいたしましたように、定数60人以内で設置選挙を行いまして、この場合には任期は4年間あります。この場合にも選挙区を設置することが可能でありまして、この場合の選挙区の定数については、4年間に限り人口比によらないとすることができます。そして、例えばということで整理をいたしましたものが今度は表の上になりますが、整理したものであります。表の左側にありま

す定数を40と決めたものについて、表を見ていきますと、上段から基礎定数1以下、2、3、4と整理をしてあります。これにそれぞれ人口割とありますが、人口割を加えたものが表の数字であります。基礎数値を1とした上段について見ますと、渋川市が19人、伊香保町が3、小野上村が2、子持村が5、赤城村が6、北橋村が5ということになります。以下同様にごらんをいただくわけであり

ます。
また点線の四角の中にお戻りいただきたいと思いますが、特例の4年間が経過をいたしますと、下の方に一般選挙という四角がありますが、今度は30人以内で選挙が行われることとなります。この場合にも選挙区の設置が可能でありまして、選挙区の定数は30人ということで整理をいたしますと、ここでは人口比ということになりますので、以下の表にありますように、渋川市が16、他町村はそれぞれ記載の数になります。その下にあります表は、報酬の比較ということで、現在の6市町村の報酬の合計額及び原則30人の場合を基準に、それぞれ記載の定数で比較をしたもので、まず との差額の欄を見ていただきますと、上からそれぞれ現行の6市町村の報酬額よりも記載の額が低くなります。それから、原則との差額の欄を見ていただきますと、こちらでは当然でありまして、いずれの場合も記載の額がふえることとなります。

23ページをお願いいたします。まず、ここでも点線の四角の中をごらんいただきたいと思いますが、在任特例を採用いたしますと、選挙は行われず、議員は94人在任することになり、在任は2年以内で決めることとなります。特例期間が経過いたしますと、一般選挙となりまして、議員数は30人以内ということとなります。選挙区の設置も可能でありまして、この場合は人口比で各選挙区の定数が定められまして、以下の表のとおりとなります。

次に、このページの上の方に報酬の比較ということで整理をした表がありますが、ここでは在任特例を採用した場合に現在の議員報酬を上回らないようにするにはということで検討したものでありまして、表をごらんいただきたいと思いますが、表の1年の欄にありますように、上から現6市町村の報酬の計が3億8,966万5,000円、渋川市の報酬に合わせますと5億7,944万3,000円、最下段が渋川市の報酬額で、原則の30人の場合でありまして、1億8,631万1,000円となります。右側の欄がただいまの原則との差でありまして、それぞれ記載の額となります。欄外の記述でありまして、表の について、現行の6市町村の合計額と同じにするにはということで、整理をしたものでありまして、この場合には在任期間を9カ月ということにすれば、括弧内にありますように3億8,771万円となりまして、ほぼ同額となります。

次に、3は県内の協議会における決定状況でありまして、表は前橋市ほか記載の2市の状況を整理したものでありまして、左の前橋市から見ていきますと、上

から順に編入合併で在任特例を採用し、議員数は88人、合併期日は平成16年12月5日、在任期間は平成17年4月22日までの3カ月間、合併後の定数は46人、選挙区は旧市町村ごとに、報酬額は現前橋市に合わせるということであります。

次の伊勢崎市の場合も同様に見ていきまして、この場合は新設合併でありまして、在任特例を採用し、議員数は84人、合併期日は平成17年1月1日、在任期間は平成18年4月30日で、1年4カ月、選挙区は設けないこととし、報酬額は伊勢崎市に合わせたということであります。

一番右の太田市の場合であります。新設合併で在任特例を採用し、議員数は78人で、合併の期日は平成17年3月28日で、在任期間は平成19年の3月27日までの2カ年ということで、特例期間いっぱいとしたということであります。合併後の議員数は38人で、選挙区は設けないこととしたということであります。報酬額は2段階方式で、3町分については町村で最高の大泉町に、次の段階で11市最低の沼田市の例ということで、現在調整中だということであります。

以上で資料の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（木暮治一君） 小委員会に続きまして、事務局の説明が終わりましたが、報告第24号につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

はい。

委員（町田 久君） 渋川の町田と申します。私は、今回の合併の目的は、今後歳入不足が予測される中で、各自治体が大団結をしまして、いろいろな経費を削減して、福祉等も含めた住民サービスをいかに低下させないでいくかという、そういう点では避けて通れない問題じゃないかなというふうに考えております。そういう点で、この議会の議員定数の問題ということにつきましては、費用の問題とともにといたしますか、住民も非常に関心が強いということと、それから合併に対する今後の姿勢としての関心も非常に強いんじゃないかなというふうに考えております。今回のいろいろな案がありましたけれども、私個人としましては、21ページの一般原則の30人で、議員の皆さんにまことに申しわけないんですけども、いくべきではないかというふうには考えておったんですけども、小委員会の議論の中で、特例を適用すべきだというご意見の方が強いということですので、そういうことであれば、22ページの定数特例を適用すべきではないかなというふうに考えます。定数特例につきましてもなるべく少数の定数でいくほうがよろしいのではないかと思います。23ページの在任特例に関しましては、県内でも幾つかの市で採用されているようですけれども、非常に住民からの批判が強いというふうにも聞いておりますし、実際にその報酬問題以外にも大人数のそういった会議の場所を設営するとか、いろんな費用の面でむだなというか、費用が発生するというふうにも伺っております。そういったことを考えますと、合併の趣旨に反するんじゃないかなというふうに考えますので、ただいま宮下委員長の方から小委

員会の確認事項の中で、定数特例を適用する場合の議員の定数は44人がよろしいんじゃないかというふうに考えますので、意見を述べさせていただきました。

以上です。

議長（木暮治一君） はい。

委員（塩野光弘君） 伊香保の塩野でございます。確認のためだけなんですけれども、この小委員会の報告によりますと、まず小委員会の確認事項ということで、定数特例を適用する場合の議員の定数は44人から50人程度とすることということになっています。それで、裏の（2）の各市町村議会の意向ということで、定数特例を適用する意見の中の特例を適用する議員定数44人ということになっているんです。小委員会の確認事項は、44人から50人というふうに幅があります。片方の各市町村議員の意向としては44というふうに限定しています。今後の小委員会等の議論の中で、例えば定数特例を適用する場合は44一本でいくのか。19ページにあるように、44人から50人程度ということ幅を持たせて検討していくのか。その辺がやや矛盾を生じるのかなという感じがいたしますので、その辺お決まりでございましたら聞かせていただきたいと思いますということでございます。

議長（木暮治一君） はい。

議会の議員の定数等に関する小委員会委員長（宮下 宏君） お答えをしたいと思います。

で44人から50人、また次ページでは44人とすること。これはあくまでもまだ決定をしておるわけではありませぬので、今回のこの皆さんの声を聞きながら次の会議でその辺をしっかりと決めていきたいと、そう思っておるところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（木暮治一君） はい。

委員（塩野光弘君） わかりました。結構でございます。伊香保は、前々どおり44という数字を提出しておるので、もしご意見ということであればそれで進んでいただきたいというふうにご要望いたします。

議長（木暮治一君） ほかにございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ございませぬようですので、質問、意見を終結をいたします。

ただいまの小委員会報告につきましては、宮下委員長の方からのご報告のとおり、この協議会の委員の皆さん方のご意見を拝聴しながら、さらに委員会で詰めていくということでございますので、小委員会報告につきましては、以上で終了することによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） それでは、報告につきましては、終了することにいたします。

引き続きまして、報告第25号の農業委員会の定数等に関する小委員会報告を議

題といたします。

小委員会報告につきましては、小委員会の小林委員長さんから報告をお願いいたします。

報告第25号 農業委員会の委員の定数等に関する小委員会報告

農業委員会の委員の定数等に関する小委員会委員長（小林雅夫君） ただいまご紹介いただきました農業委員会の委員の定数等に関する小委員会の委員長の小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

小委員会での協議経過並びに協議結果についてご報告申し上げます。

協議会資料27ページをお願いいたします。渋川地区市町村任意合併協議会小委員会規程第11条の規定に基づき、農業委員会の委員の定数等に関する小委員会について、次のとおり報告するものであります。

まず最初に、1の協議経過であります。第1回小委員会につきましては、平成16年3月30日に開催し、委員長、副委員長の互選を行い、その決定につきましては、第7回協議会で報告されたとおりであります。

続いて、第2回小委員会を4月14日に開催し、農業委員会の委員の定数等の取り扱いについて、事務局より説明を受け、委員の定数、任期、選挙区などについて意見を交換いたしました。

続いて、第3回小委員会を5月12日に開催し、前回の意見を踏まえて、意見交換を行いました。意見の内容につきましては、合併特例法第8条に基づき、在任特例を適用し、80人以内の委員さんが1年以内に引き続き在任するという意見や農業委員会等に関する法律第34条を適用し、合併後も引き続き6市町村の農業委員会がそのまま新市の農業委員会として存続してはどうかといった意見が出されました。

続きまして、第4回小委員会を5月31日に開催し、小委員会の方向づけとして合併特例法に基づき在任特例を適用するか。農業委員会等に関する法律第34条を適用し、六つの農業委員会を存続させるかの二つの案に絞られ、各市町村の農業委員会に持ち帰り、この2案のどちらかを選択するか。また、その具体的な内容について次回小委員会までに意見集約を行うことが確認されました。

この確認事項を受けまして、6月19日に第5回小委員会を開催いたしました。第5回小委員会では、各市町村農業委員会の意見集約結果の報告を受けたわけですが、その概要につきましては、後ほどご説明申し上げます。在任特例を適用し、1年間在任する意見と農業委員会等に関する法律第34条を適用し、おおむね1年間は六つの農業委員会が引き続き存続とする二つの意見に分かれております。小委員会としては、この結果について協議会へ報告し、協議会の委員さん

のご意見をお聞きし、再度小委員会で論議をして、各委員会へ持ち帰り、改めて小委員会で最終の取りまとめを行うこととなりました。ただし、各農業委員会の意見集約の中で、意見が一致するものについては、今後の議論の中での基本的な確認事項とするため、小委員会として取りまとめを行ったところです。この確認事項については、資料の2、協議結果、中間の(1)、小委員会での確認事項として整理しております。

として、新市における選挙による委員定数は30人とする。として、在任特例終了後、または統合に当たっては、選挙区を設置することとし、その組み合わせは、渋川市、伊香保町、小野上村の組み合わせと子持村、赤城村、北橋村がそれぞれ単独とする四つの選挙区とするものと、渋川市、伊香保町の組み合わせ、小野上村、子持村の組み合わせ、赤城村、北橋村がそれぞれ単独とする四つの選挙区とするものの2案について検討すること。として、農業委員会等に関する法律第34条を適用した場合でも、合併後1年をめぐりに一つの委員会に統合すること。として、今後の協議に当たっては、以上のことを前提に協議をすること。として、繰り返しになりますが、協議会へ中間報告を行い、協議会の意見をお聞きし、各委員会へ持ち帰り、意見集約を行い、再度小委員会で取りまとめを行うこと。以上の5項目が第5回小委員会の確認事項であります。

資料28ページをお願いいたします。(2)は、各農業委員会の意見集約の概要ですが、先ほどもご説明申し上げましたように、在任特例と農委法第34条の適用の二つに分かれております。の在任特例を適用するとした委員会は、三つの委員会で、その内容を見ますと、特例を受ける委員の数については、30人とするものと80人とするものに分かれ、在任の期間については三つの委員会がともに1年間とするということ意見が一致しております。また、在任特例後の委員の数は30人とし、選挙区を設置することで一致したものの、その組み合わせについては流動的でありました。の農委法第34条を適用するとした委員会は、同数の三つの委員会で、その内容を見ますと、新市において一つの農業委員会へ統合するめどを合併後1年以内とし、統合後の委員数は30人とし、選挙区を設置することで一致したものの、その組み合わせについては、流動的でありました。

以上が小委員会での協議結果であります。この後事務局から農業委員会の現況や制度等について説明があります。皆さん方から忌憚のないご意見をいただき、今後の小委員会の取りまとめの中で生かしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、農業委員会の委員の定数等に関する小委員会報告といたします。

議長(木暮治一君) ありがとうございました。

引き続きまして、参考資料について事務局より説明をお願いします。

事務局長。

事務局長（吉原康之君） それでは、29ページをごらんいただきたいと思います。

これは、先ほどの議員の場合と同様に合併特例法で定められております農業委員会の委員の定数等に係る特例措置などについて整理をした資料であります。

まず、1の市町村の現況であります。表は関係市町村の農業委員会の定数等について整理をいたしたものであります。一番左側の欄であります。委員の定数であります。選挙で選ばれた委員、選任による委員、それぞれの記載の数が現在の委員数でありまして、一番右の合計欄であります。選挙及び選任の委員それぞれ88人と19人という状況にあります。特例措置等の検討につきましては、この選挙による88人について行うこととなります。

次に、の任期であります。中ほどにあります子持村の平成17年10月16日以外は、いずれも平成17年7月19日となっております。

の農家数及びの農地面積は、それぞれ記載のとおりであります。一番右の合計欄をごらんいただきますと、農家数は合計であります。3,713、面積は2,877ヘクタールとなっております。最下段の報酬年額であります。数字はそれぞれ委員会ごとの合計額であります。渋川市の合計額であります。752万1,000円が最も高く、伊香保町の129万9,000円が最も低額となっております。一番右側の合計の欄6市町村の総額は2,365万円あります。

それから次に、2の農業委員会の設置数であります。(1)原則であります。1市町村に一つが原則であります。(2)は、特例であります。四角の中にありますように、市域の面積が2万4,000ヘクタールを超えるか、市域内の農地面積が7,000ヘクタールを超えるか、いずれかに該当すれば、二つ以上の農業委員会を置くことができます。渋川地区の場合、欄外にありますように、面積要件だけがこれを満たしております。それもただいま申し上げました法定の要件をわずか42ヘクタール超えるという状況にあります。

次に、3の農業委員会の委員の定数等に係る一般原則と特例であります。まず(1)は、一つの農業委員会を置く場合の一般原則であります。この場合は、合併前日で全員失職し、合併の日から50日以内に設置選挙を行うこととなります。これがその下の図にあります設置選挙でありまして、委員数30人以内で選挙を行いまして、3年間在任することとなります。その後は一般選挙となります。

次に、(2)の一つの農業委員会を置くこととし、在任特例を適用した場合でありまして、この場合は関係市町村の協議により定めました10人から80人の範囲で定めた委員数で、合併後1年以内の範囲で引き続き在任することとなります。下の図は選挙なしとありますのは、このことをあらわしております。仮に特例の委員数最多の80人の委員数としますと、この地区の場合8人この定数を超えることになることから、88人の協議等によって、この8人を削る必要があります。

在任期間経過後につきましては、一般選挙となりまして、30人以内のあらかじめ定められた委員数で選挙を行うこととなります。

次のページ、30ページをお願いいたします。(3)であります。複数の農業委員会を置く場合の一般原則であります。この場合も合併前日で全員失職、合併の日から50日以内に設置選挙を行うことについては、一つの農業委員会を置く場合と全く同様であります。下の図になりますが、まず設置選挙を行います。設置選挙は、次に説明をいたしますように、条例で委員数を決めておきます。在任期間は3年間で、期間経過後は一般選挙となります。

次に、(4)であります。ただいまの複数置く場合の一例ということで整理をいたしたものでありまして、の委員数等の特例につきましては、一つの農業委員会を置く場合と同様で、下の図は仮に二つの農業委員会を(A)にありますように、渋川市、伊香保町、北橘村の現3市町村に一つ、それから小野上村、子持村、赤城村3村に一つそれぞれ設置をいたしまして、現委員がそのまま在任することとして整理をいたしたもので、(A)は選挙なしで46人が1年以内の期間在任することとなります。その後は先ほどの一つの場合と同様であります。

次に、下の(B)は委員数は42人となりまして、他は(A)の場合と同様であります。この二つの農業委員会を置くような在任特例を使いますと、現在88人現員の農業委員さんがいらっしゃるわけですが、先ほど在任特例で88人というような数字で8人オーバーだというお話をいたしましたが、二つ農業委員会を置くということになりますと、全員が農業委員として在任することとなります。

次に、(5)であります。合併後も従前のおり6市町村の農業委員会をそのまま存続させるとする特例でありまして、下の図のように選挙なしでそれぞれの農業委員会の委員が図の右に記載してありますとおり、旧市町村委員の残任期間在任することとなります。この特例を採用する場合には、採用の決定と同時に、一定の期間内、例えば3カ月あるいは6カ月、そういった一定の期間を決めておきまして、その後統合する。そういったことを決めておくことが通常であるというように言われております。

次に、31ページをごらんいただきたいと思っております。4の選挙区についてであります。これまで説明をいたしました原則を採用して設置選挙を行う場合、在任特例を採用いたしまして、在任期間経過後の一般選挙を行う場合については、次に説明をいたしますように選挙区を設置して、選挙を行うことができます。(1)は、選挙区設置の基準であります。選挙区を設置する場合には、表にありますように、農地面積が500ヘクタール以上か、基準農家数が600人以上のいずれかの要件を満たす必要があります。次の表は、6市町村のそれぞれの農地面積等の状況を整理したもので、例えば伊香保町や小野上村はごらんのとおり、農地面積でもまた農業者数でも先ほどの要件を満たしていないことから、単独で選挙区の設定

はできないということになり、他の地域と組んで選挙区を設けることとなります。次の(2)は、定数30人で選挙区を設置する場合の幾つかの例を整理したものでありまして、まず一番上の表では、二つの選挙区を記載のような組み合わせで設置する場合でありまして、選挙区の定数は選挙人数に比例をして、条例で決めるということになりますので、それぞれこの表の最下段の定数になります。一つ飛びまして、3の例を見ますと、この例では記載のとおり、選挙区を四つ設ける場合の例でありまして、この場合の各選挙区の定数が下段にありますように、そういった数字になります。

他については説明を省略をいたします。よろしくお願ひいたします。

議長(木暮治一君) 事務局の説明が終わりましたが、報告第25号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願ひします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ないようでございますので、質疑等を終結をいたします。

このことにつきましては、お聞き取りいただいたということで、終結いたします。

次に、報告第26号 新市建設計画(案)を議題といたします。

事務局の説明をお願ひします。

事務局長。

報告第26号 新市建設計画(案)

事務局長(吉原康之君) それでは、議案の33ページをごらんいただきたいと思います。

報告第26号 新市建設計画(案)、このことについて別紙のとおり報告をするものであります。別冊で別紙報告26号資料新市建設計画(案)というのを配付させていただいておりますが、そちらの資料をごらんいただきたいと思います。

まず、表紙を開いていただきまして、目次をごらんいただきたいと思います。点線で囲んであります右の方に新市将来構想の範囲とあります部分につきましては、3月30日の第6回及び4月28日の第7回の任意協議会においてご報告をしたものであります。今回の報告は、下の太線で囲んだ新市建設計画の範囲とあります既に整理が完了した部分に関するものであります。さらに検討等を加える必要のある項目もありますので、今後整理ができ次第ご報告を申し上げていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

次のA3のページをお開きいただきたいと思います。これは、表題にもありますように、基本的な施策の方向にかかわります概念図でありまして、新市建設計画の全体の構成を特に具体的な施策を中心に整理したものであります。実際の事

業につきましては、これらの施策を基本にして整理することになります。まず、資料の左側になりますが、理念と将来像に基づきまして基本方針を導き出しました。この基本方針を踏まえまして、真ん中にあります基本的な施策の方向を以下のとおり整理をいたしました。ここまでは先ほど申しあげました過去の協議会においてご報告した部分でありまして、そのすぐ右側になりますが、主な項目及び主な施策が今回の報告であります。左から二つ目にあります基本方針のところをごらんいただきたいと思いますが、過去の協議会において、既にご説明を申しあげましたように、八つの分野を設定いたしまして、それぞれについて具体的な施策を組み込んでいく、こういった説明をしたところではありますが、冒頭の人にやさしく便利で快適なまちづくり、これは道路、環境に関する部分ではありますが、この部分でこの表の一番右側になりますが、主な施策までの関連性等についてご説明を申し上げますと、まず基本方針を踏まえまして、基本的施策の方向のところでは四角の中にありますように、一体的な道路整備、交通環境の向上などについて整理をいたしておりまして、さらにその右の主な項目では、ただいまの基本的な施策方向に沿いまして、四角の中に整理をいたしましたような連携を強化するための道路の整備、効率的なバス路線網の充実などの具体的な施策につきまして、整理をいたしました。そして、一番右側になりますが、主な施策の部分が記載のとおり四角の中にありますように、広域的な道路の整備、橋梁の改善・整備、既存バス路線の活用など、より具体的な内容となっております、実際の事業はこれらの施策ごとに整理を進めることになります。

それでは、1ページをごらんいただきたいと思います。冒頭にありますように、の新市における主要事業であります。ここからが新市建設計画における先ほどの8分野ごとの主な施策及びその内容につきまして、それぞれ整理をいたしましたものであります。図は、基本方針と主な施策までの関係をあらわしたものでありまして、その下になりますが、(1)では一体的な道路整備・交通環境の向上ということについて、次にあります記載の文章で、先ほどの基本的な施策の方向を整理しております。下にあります表は、先ほどの具体的な事業に関連をいたします主な施策を項目ごとに整理をいたしましたものでありまして、次の2ページに続きますが、以下ただいま説明を申しあげましたものと同様に、22ページまでにわたって整理をいたしております。やや飛びますけれども、ただいま申しあげましたように、22ページまで同様な整理をそれぞれ施策ごとに整理をいたしておりまして、23ページをごらんいただきたいと思います。

23ページであります、の新市における群馬県事業の推進であります。下記のとおり現在調整中でありまして、これにつきましては、調整が終了次第改めてご報告申し上げることにしております。

24ページをごらんいただきたいと思います。 になりますが、公共施設の計画

的統合整備であります。ここでは既存の公共施設の現況や課題の整理をすることにいたしております。現在ここに記載してあるもののほか、さらに詳細な検討を行っておりますので、検討が終了次第改めてご報告申し上げることにしております。内容の説明は省略いたします。

26ページをごらんいただきたいと思っております。の財政計画であります。このページから29ページにわたりまして整理をいたしております。これらについては既にご説明を申し上げているとおりでありますので、説明は省略をいたします。

29ページになりますが、29ページにつきましては、これまでの協議会等でお話が出ました11年目以降の財政推計の数字を整理した表を掲げておりましたので、後ほどごらんいただければと思っております。傾向とすれば、その以前の10力年の状況と基本的には変わっていないという状況になります。

次に、30ページをお願いいたします。の新しいまちづくりの実現に向けてということで、ここではこの新市建設計画の骨格やねらいなどを示すとともに、この計画が新市まちづくりの共通認識を持つための方向性を整理したものであること、そして先ほど申し上げました財政推計をもとに、計画された事業につきましては、目標としては10年間ということですが、必ずしも財源等の関係ですべて実現されるものではないことなどについて述べております。具体的な事業実施の考え方あるいは方策につきましては、新市にあつて策定をしなければならないことになっております総合計画の中で、改めて検討する。こういったことについても整理をいたしまして、そのためにも総合計画の策定は新市以降後速やかに行うべきだというようなことを整理しております。

以上でご報告を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（木暮治一君） 説明が終わりましたが、報告第26号につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問もないようですので、お聞き取りいただいたということで、次に入ります。

次第4の協議事項に移ります。

議案第52号 平成16年度渋川地区市町村任意合併協議会歳入歳出補正予算を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

局長。

議案第52号 平成16年度渋川地区市町村任意合併協議会歳入歳出補正予算

事務局長（吉原康之君） それでは、議案の35ページをお開きいただきたいと思

ます。

議案第52号につきましてご説明を申し上げます。平成16年度渋川地区市町村任意合併協議会歳入歳出補正予算は、次に定めるところによりたいと思います。

歳入歳出予算第1条であります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該項目ごとの金額は、次表によるとするものであります。

37ページをごらんいただきたいと思っております。平成16年度歳入歳出補正予算、まず補正の理由であります。住民説明会に関連をいたしまして、周知のための協議会だよりの号外の発行、説明会資料の印刷、電算統合に係ります調査委託費など、補正の必要が生ずるためをお願いするものであります。

最初に、歳入について説明をいたしますと、今回の補正財源は、先ほどの平成15年度決算額でご説明申し上げました決算繰越金を充当することにいたしまして、3款1項1目繰越金を205万5,000円を増加いたしまして、補正後の計の欄であります。215万5,000円とするものであります。この結果、合計額の欄になりますが、補正前の額1,740万円に対しまして、補正額205万5,000円を加えまして、計の欄であります。1,945万5,000円といたすものであります。

歳出であります。2款事業費、1項1目の広報費であります。先ほど補正の理由で申し上げましたとおり、住民説明会にかかわります説明会資料等でありまして、115万5,000円の増額をお願いするものであります。

次の2項1目調査研究費であります。電算の統合等に係ります調査研究費でありまして、今回このための検討組織といたしまして、新たに26の分科会を関係市町村の協力を得まして、設置をいたしたところであります。この分科会に委託業者であります専門の業者の参画が必要となるということで、そのための経費の増額補正90万円をお願いするものであります。この結果、合計の欄であります。先ほどの歳入とそれぞれ同様の額となるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたので、議案第52号につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問ないようでございますので、お諮りをいたします。

議案第52号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議なしと認めます。

議案第52号は原案のとおり決定されました。

協議事項は以上であります。

次に、次第の 5、その他に移ります。

1、市町村合併住民説明会の結果報告、2、次回会議の協議項目について、3、次回会議日程について、あわせて事務局より説明をお願いします。

事務局長。

その他

事務局長（吉原康之君） それでは、39ページをごらんいただきたいと思います。

5のその他であります。まず（1）の市町村合併住民説明会の結果報告であります。これは別冊で市町村合併前期住民説明会意見交換の概要という資料をお渡ししておりますが、内容についての説明は省略をいたしまして、後ほどごらんをいただきたいと思います。

（2）の次回会議の協議項目であります。今回は記載のとおりから、冒頭の議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する以下ただいま申し上げましたように、この時点では4項目の協議項目について協議をお願いすることにいたしております。

それから、（3）の次回会議日程であります。これは今後のスケジュールともあわせて説明をいたしますけれども、当面記載のとおり平成16年7月27日火曜日ですが、午後2時から渋川市民会館小ホールで開催をお願いするという予定であります。

それでは、別冊で今後のスケジュールということでお渡ししてある資料をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。これまでのスケジュールのご説明では、先ほど会長からもごあいさつの中で申し上げましたとおり、協議項目の数等を前提にいたしますと、この第9回の任意協議会で一応協議が終了するというので、ご説明を申し上げてまいりましたが、これも先ほど申し上げましたように、未協議の項目や既に調整方針を決めていただいた項目でも、合併時あるいは合併後も含めて一定の方針や具体的な対応等を決定しておく必要のある項目がありますことから、今後協議会をさらに開催する必要があることから、これらの協議を前提に今後のスケジュールということで整理をいたしたものであります。まず未協議項目等の概要についてご説明を申し上げます。

大きくは、記載のとおり6項目ほどになりまして、（1）の新市の名称につきましても、合併の報告が明確にならないと事務が進められないということで、これまで協議をいたしておりませんでした。具体的に協議をお願いすることになりますと、留意事項の欄にありますように、このための小委員会の設置や名称の公募等について検討が必要になります。

次の(2)の議員及び(3)の農業委員会の定数等の取扱いにつきましては、先ほど中間報告の概要についてはご報告のとおりであります。さらに検討をいたしまして、その結果につきましては一定の方向が出れば協議会においてご協議をしていただくこととなります。

(4)の地域審議会につきましては、ただいまの議員の特例の適用などとも関連をいたしますが、合併によって地域住民の声が反映されにくくなるといった懸念への対応の方法といたしまして、合併特例法に規定されております制度でありまして、さらに今回の同法の改正で新たに地域審議会と同じような趣旨で制度化された留意事項欄にあります地域自治区及び合併特例区についてもご協議をしていただくこととなります。

(5)は、一部事務組合の関係でありまして、広域組合の存続等の検討や職員退職手当等に係る群馬県市町村総合事務組合への加入等についての検討が必要となります。

(6)は、その他事業として区分されておりますもののうち、留意事項の欄にありますように、指定金融機関の取扱い等の協議があるところであります。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。2の調整を要する事項であります。冒頭で申し上げましたとおり、既に協議をされ、調整方針が決定されている項目であります。以下に整理をいたしましたとおり、大きな項目としては、次ページにわたりますが、10項目ほどありまして、このうち幾つかのものは具体的な対応等の決定についてかなりの時間とかなりの作業が必要でありまして、既に検討を並行して進めているものもあります。

(1)は、合併の期日であります。留意事項欄にありますように、平成17年4月1日から平成18年3月31日の間で、首長や議員の任期等を考慮して決定することとなります。

次の(2)の本庁や支所の組織・機構の問題であります。これは特に重要な項目でありまして、支所の具体的な業務や人員の配置など、住民サービスに直結する項目でありますことから、今後正副会長会議等で協議をお願いし、任意協議会に報告するといった手続が必要になると考えております。

(3)は、一般職員の給与等ではありますが、調整方針では新市になってということになってはいますが、合併時までに調整の具体的な方針や統一する目標時期などを整理しておく必要があると考えておりまして、必要に応じまして、協議会等への報告をすることにしております。

(4)は、特別職等の報酬であります。包括的な調整方針については、既にご決定いただいているところでありますが、その決定方法等を検討する必要があります。

(5)は、市長職務執行者であります。合併後新しい市長が選挙されるまで

の間関係市町村長の中からその協議によりまして、職務執行者を定めておく必要があります。

(6) は、固定資産税などにかかわりますもので、固定資産税や個人市民税の納期、入湯税の日帰り休憩の扱い等について協議する必要があります。

3 ページをお願いいたします。(7) は、字名の扱いであります、調整方針では字の区域は現行でとなっております、字名は合併時までにとということでありまして、このための調整が必要となります。

(8) は、国民健康保険税及び介護保険の納期であります、住民や実務への影響が大きい納期につきましては、合併時まで統一となっておりますことから、このための協議が必要であります。

(9) の消防団については、合併時まで統合ということになっておりますことから、それぞれ関係団体等への働きかけを初め、具体的な統合方法などについて検討する必要があります。

最後の電算システムについては、行政事務に欠かせないものとなっております、それらシステムの数等につきましても、膨大なものに上りますことから、先ほど補正予算等でご説明を申し上げましたとおり、任意協議会の下部組織とは別に、26の分科会を設置し、検討をしておりますが、一定の時期に統合業務の内容などについて決定する必要があります。先ほどもご質問にもありましたように、これは大きな項目として区分をした調整をする項目でありまして、このほかにも必要に応じて協議項目あるいは協議する必要があるものにつきましては、ご報告あるいはご協議をいただくということで考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、4 ページをお願いしたいと思います。これはただいま説明を申し上げました協議項目を前提に致しますと、今後のスケジュールがどうなるかということで整理をいたしたものであります。まず、左の欄にあります住民説明会の日程であります、本配付をいたしました住民説明会の概要につきましては、5月18日から5月29日の間に実施をいたしました第1回の結果であります。この第1回の説明会の実施に際しまして、7月中旬から下旬にかけて第2回を実施する予定であると申し上げましたが、資料の整理等の関係で、これまでに説明をした日程では開催が難しい状況にあります。そこで、今回整理をし直したものが左側の欄にあります住民説明会の日程であります。今後作業が順調に進めば、その欄外にありますような日程で住民説明会を開催することになります。

まず、最初にあります7月15日ではありますが、協議会だによりまして、住民への周知等を行いまして、8月以降おおむね1カ月間で住民説明会を行うこととなります。ただ、この1カ月間という時期につきましても、かなり流動的な要素がありますことから、場合によってはもう少し繰り上がることも予想されます

ので、その辺はそういったご理解でよろしくをお願いをしたいと思います。

それから、右側の欄になりますが、これは会議、その他日程であります。先ほど申し上げましたように、右のさらに欄外にあります。中ほどにあります7月27日に第10回の会議を予定しております。以下8月15日の協議会だより10号の発行、それから具体的な日程は未定であります。8月末までに次の通算では11回目の協議会を予定しております。これは、いずれにしても、先ほど申し上げましたものと繰り返しになりますが、現時点での整理ということですので、今後かなり流動的な要素も予想されることがありますことから、多少変更があるというようなことで、全体を通じてご理解をいただければと思いますので、よろしくをお願いを申し上げます。

議長（木暮治一君） ただいま事務局長よりいろいろ資料につきまして説明が行われました。

この件につきましてご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

はい。

委員（新井晟久君） 今後のスケジュール案ということで、今説明を受けましたが、これは日にちがはっきり入っておるんですけども、先ほど当初一番最初市長が法定協議会へ早い時期にぜひ入りたいと、そういうようなあいさつの中で話がありましたけれども、それについて何も明記されておりませんが、そうするとこれでいくと、どういう形になるのでしょうか。これは、別に日にちが決まらなくも、今までのスケジュールには法定協議会への移行について書かれておりましたけれども、今後のスケジュール、今示されたものについて法定協議会については何も言及されておりませんので、その辺についてお聞かせください。

議長（木暮治一君） 最初に、あいさつのときに申し上げましたように、本来ならばできるだけ早く法定協議会に移行していきたいという意向で正副会長会議も終了しております。しかしながら、事務局体制の中でいろいろ新設合併の場合は難しい事務が多くあります。そういった関係から、事務局の方のいろいろ手順等、また住民説明会の動きによって、法定協議会の設置をできるだけ早めるようにしていきたいという手順で考えておるところでございます。

委員（新井晟久君） できるだけ早目にとという会長の今答弁というか、決意でございますが、各町村によってはそれぞれいろいろな事情があって、その辺の取り扱いについては町村の考え方があると思うんですが、今まで先ほど事務局長の方から15年度の事業報告があり、百何回の分科会、それからまた専門部会等々15年度だけでもそれだけ大きな労作業が行われ、16年度に入っても恐らく大変な作業が行われて今日まで来ているわけでございます。今まできょうは第9回ですか、協議会で大体いろんな協議項目が承認されながら今日まで進んできたわけです。会長とすれば、早く法定協議会に進んで、具体的に物事が進むようにという、そう

いう気持ちであるわけでございます。私としても、今までの分科会、また専門部会、また我々のこのような任意合併協議会等々ずっと長い間真剣に協議しながら進んできたわけでございますので、私とすればその辺を各町村長は十分に頭の中に入れて、今まで各町村で進めてきたとは思いますが、これは私の要望になるとは思いますが、市町村同じような早い時期に各町村議会で態度を決定して、対応をしていただきたいと、こういうふうに私は思います。これは要望でございますけれども、そういうことを私は今日までの流れを踏まえまして、心からそう思っております。

以上で私の意見を、これは質問でも何でもなし、私の今までの考え方を述べたわけでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（木暮治一君） ただいまの新井委員のご意見のように、私ども関係の正副会長会議におきましても、それぞれの市町村長がそのような考え方で進めておるところでございます。ただし、いろいろ事務的に難しい問題が処理される問題があるわけでありまして、そういったものをできるだけ早くできるように私どもとしても事務局を叱咤激励といいますか、そういう形で進めてまいりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

はい。

委員（南雲鋭一君） 北橘村の南雲でございます。ただいま新井委員からお話があった中身と関連するんでございますけれども、先ほど宮下小委員会会長より、議会の議員の定数等に関する小委員会報告ということがされまして、一応報告されました。ただ、会議の中で論じられています中身が先ほど報告にもありましたように、一つは定数特例を進めるべきであるという考え方と在任特例で進めるべきであると、こういう二つの両極の意見が出されたわけですが、その在任特例に関しまして、意見として出ていますのは、94人では多過ぎるという言葉が住民、市民、村民等に反感を受けるのではないだろうかというような意見等もございました。しかし、6市町村が一緒になろうというのだから、当然94がごく当たり前だという意見等もございまして、在任特例を決めるに当たっては、この人数、そのものが委員会の中では大きく論じられていると、こういうことございまして、委員の中には頭が決まらないうちに論じられないんじゃないかというようなこともあったものですから、この辺の総数が決まるのはいつぐらいかなというのも論議の対象になったわけでございます。

そんなような意味から、小委員会の中では事を決定するに当たって、それらの動きとともに関連した結論の見出し方をせざるを得ないのかな、こんなような状況でありました。宮下委員長の報告の中で発言をすべきかどうかと言いましたのは、私自身が小委員会のメンバーでございましたので、その場で発言することは

差し控えて、この場で発言させていただいていると、こういうことでございます。

そして、先ほど委員会報告の中で出されました意見としては、原則でいくべきであるという意見もありまして、それが特例を採用するという方向でいって行くならば、人数の少ない形での44人ぐらいがよろしいんではないだろうか。そういうことが経費を削減をするという目的からすれば、ごく自然ではないですかと、こういう意見等もございました。そんな意味で、この場では定数特例で現状の報酬のままでいった場合、1年以内の特例でいきまして、そして後は30人原則でいきますと、44人の定数でいった4年間よりもはるかに金額は安いんですと、多から銭が高いんですよということでないこともこの場で発言させていただきまして、皆さんの認識をしていただけたらと、こういうふうなことでございます。

そういうふうな意味で、後からのものは先ほどの発言に対して、委員の一人としてそんな考え方もありますと、こういうことでお聞き願えたらというふうに思っております。そういうふうな意味から、94という数字とのとり合いの中から、委員会の中ではその人数を確定するのはいつかと、こういうことも論議がございましたものですから、同じ答えになろうかと思えますけれども、会長にその辺についての考え方を再度お願いをしたいと思えます。

以上です。

議長（木暮治一君） 議員の定数特例か、在任特例かということでありましてけれども、これは先ほどの町田委員、また塩野委員からもいろいろご意見が出されたわけでありまして。そういったことを踏まえられまして、小委員会の方で結論を出していただくべきだというふうに考えております。先ほどのご意見の中でもありました。在任特例というものは非常に住民の批判が多いというふうなことも新聞、テレビ等でも報じられているところでありますし、そういった中で地域の代表としての議員さんでありますから、在任特例も必要だというふうなご意見もあるわけでありましてけれども、きょうのご意見を踏まえまして、小委員会で新たに論議をいただきまして、お決めいただくことがベターではないかなというふうに考えております。

委員（南雲鋭一君） 今会長からお答えいただいたわけですがけれども、先ほど新井委員からありました94というものはどうのこうのという論議の中で、この数字でいくんだという、方向が来ればそれでいいわけですがけれども、法定協移行の問題でこの6市町村というものがどうなっていくかということが法定協への移行の中身じゃないかなというふうに思っているものですから、この辺の94というのはそのまま想定する中で、委員会としての結論を出していくという方向にならざるを得ないのかどうなのか。この辺を会長の方からお考えをいただきたいと思えます。

以上です。

議長（木暮治一君） 在任特例であれば、当然現在の議員さんがそれぞれ特例を受

けるわけでありますから、人数については変更はございません。定数特例の場合は、全然新たな問題でありますので、選挙を経るわけでありますから、そういった中では、それぞれの枠組みをどのようにするか、各市町村に基礎配分をするのか、そういった点についてのご議論になろうかと思えます。在任特例の場合は、当然94人であれば94人が在任特例を受けるわけでありますので、よろしく願いいたします。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 質疑も終結いたしましたようでございますので、以上をもちましてこの議題につきましては終わります。

それでは、特にないようですので、以上をもちまして本日本日予定いたしました協議事項等はすべて終了いたしましたところであります。

これで議長を退任させていただきます。ご協力大変ありがとうございました。

事務局次長（五十嵐研介君） 長時間にわたりましてご協議いただき、大変ありがとうございました。

以上をもちまして第9回渋川地区市町村任意合併協議会を閉会いたします。
大変お疲れさまでございました。

閉 会（午後2時49分）

(会議録署名)

渋川地区市町村任意合併協議会会議運営規程第3条第2項の規定により、ここに署名する。

平成16年6月30日

議長 木暮 治一

署名委員 村尾 隆史